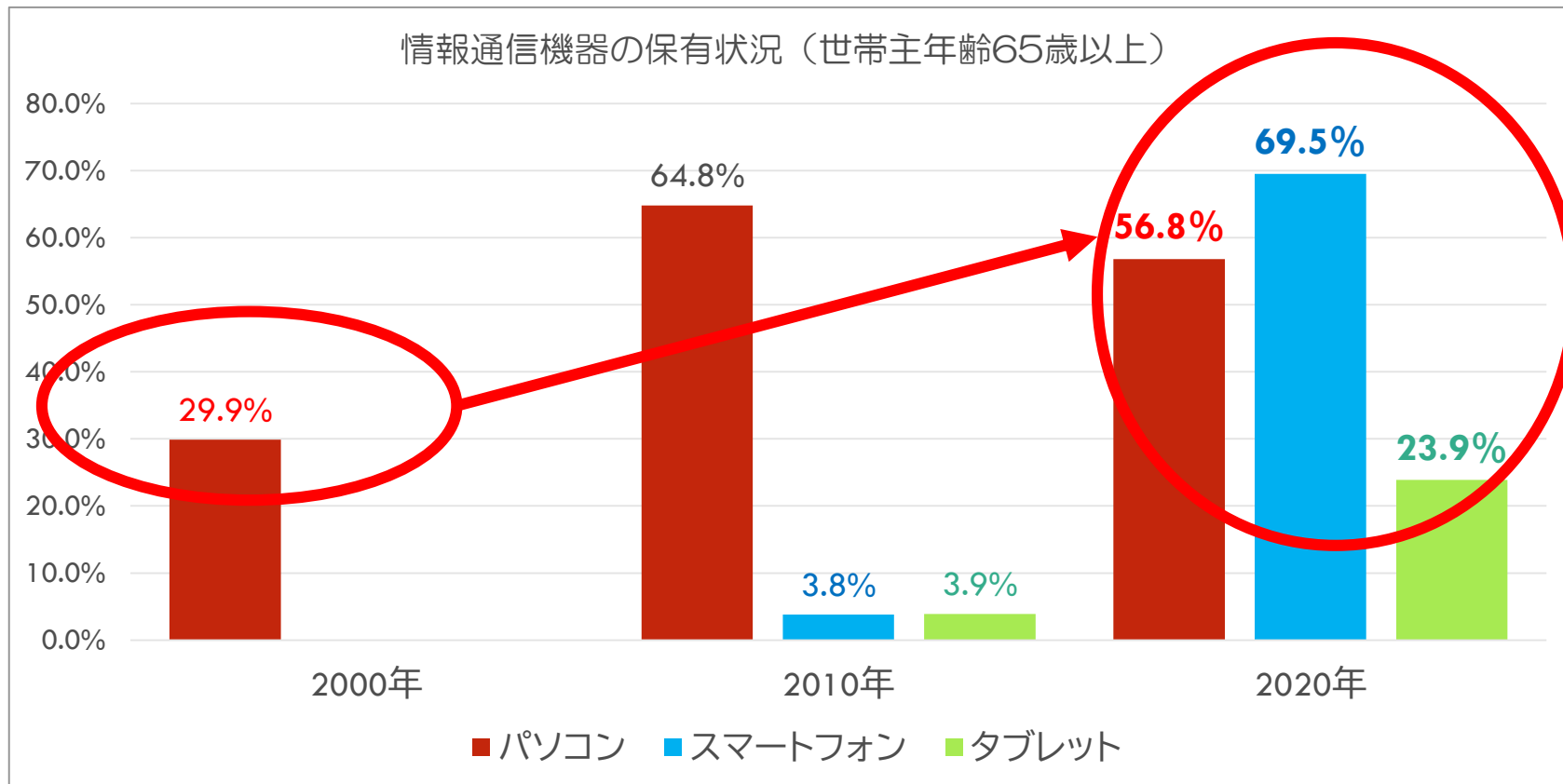


- 我が国におけるインターネット普及状況
- Mifid II (第2次金融商品市場指令)の改正
- 目論見書の廃棄数量に関するデータ
- 証券業界におけるデジタル化・ペーパーレス化に関するアンケート
- 本協会「当面の主要課題」等における記載
- 証券業界におけるこれまでの取組状況(書面WGの取纏め)
- 金融庁検討会における言及

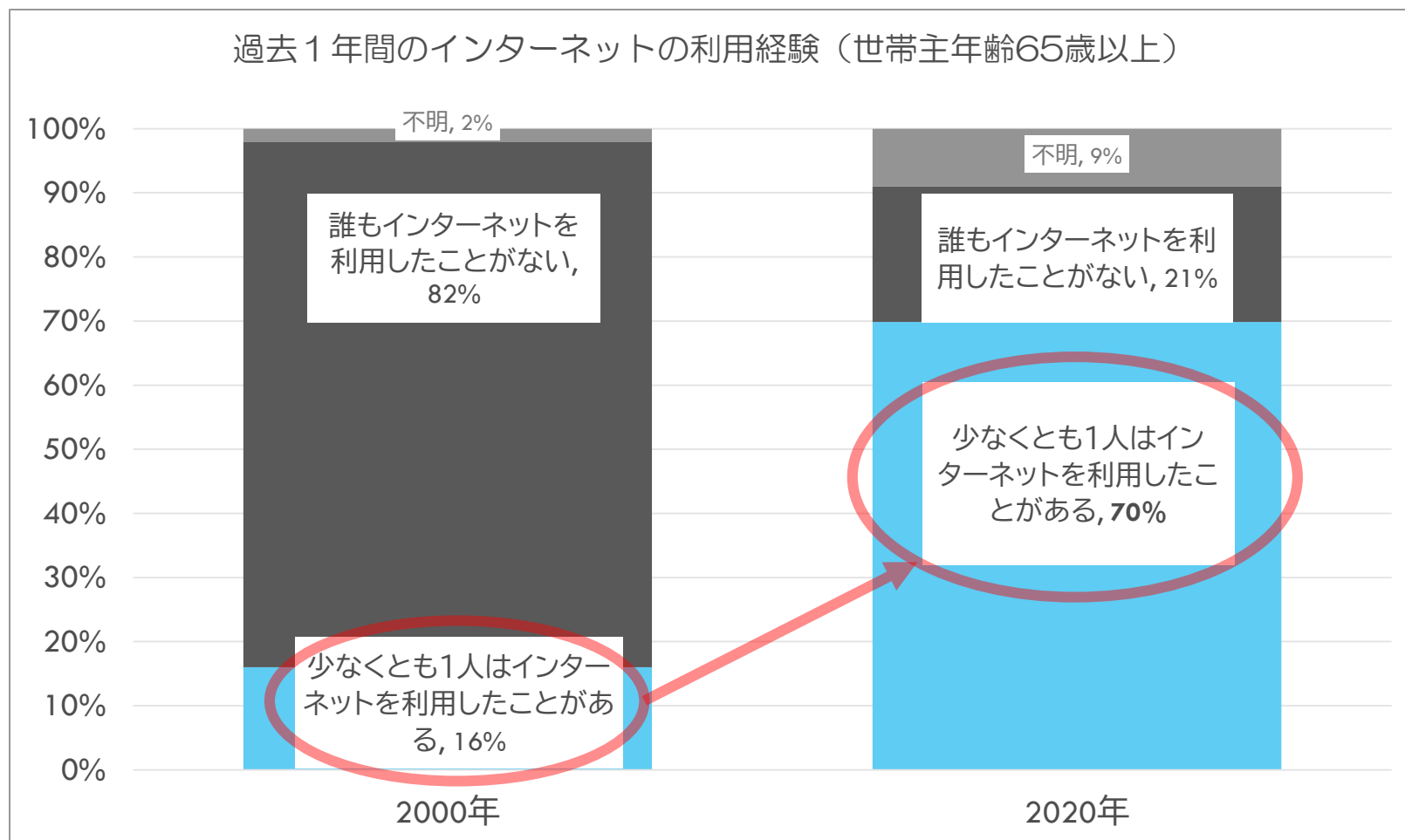
我が国におけるインターネット普及状況

- 世帯主年齢65歳以上のパソコンの保有は、20年前(2000年)からほぼ2倍の水準に
- パソコンだけではなく、スマートフォンやタブレットの保有が急増



我が国におけるインターネット普及状況

○ 世帯主年齢65歳以上のインターネットの利用経験は、20年前(2000年)の4倍以上の水準に



Mifid II (第2次金融商品市場指令)とは…

欧州(EU)における金融商品、サービス、市場に関する規制を定めた指令。

金融商品にかかわるサービスを提供する投資業者のための包括的な枠組みとEU加盟国の当局が策定すべき規制の指針を示す。加盟国に適用するためには各国による国内法化手続が必要。

構成

第I編 範囲と定義

第II編 証券会社の認可及び運営条件

第1章 認可の条件と手続き

第2章 証券会社の運営条件

第1節 総則

第2節 投資家保護を確保するための規定

第3節 市場の透明性と完全性

第4節 中小企業の成長市場

第3章 証券会社の権利

第4章 第三国企業による投資サービスと活動の提供

第1節 支店の設立によるサービスの提供又は活動の実施

第2節 承認の撤回

第III編 規制市場

第IV編 商品デリバティブのポジション制限・ポジションマネジメント管理、及び報告

顧客への情報
提供に関する規定
(Article 24)

第V編 データ報告サービス

第1節 データレポートサービスプロバイダーの認可手順

第2節 APA (approved publication arrangement: 認定公表機構)の条件)

第3節 CTP (consolidated tape provider: 取引情報統合システム提供者)の条件)

第4節 Conditions for ARMs (ARM (approved reporting mechanism: 認定報告機関)の条件)

第VI編 管轄当局

第1章 指定、権限及び救済手順

第2章 加盟国の管轄当局とESMA (欧州市場監督機構)との協力

第3章 第三国との協力

第VII編 委任法令

DIRECTIVE (EU) 2021/338 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 16 February 2021

原文

(4)Article 24 is amended as follows:

(b)the following paragraph is inserted:

‘5a. **Investment firms shall provide all information required to be provided by this Directive to clients** or potential clients **in electronic format**, except where the client or potential client is a retail client or potential retail client who has requested receiving the information on paper, in which case that information shall be provided on paper, free of charge.

Investment firms shall inform retail clients or potential retail clients that they have the option of receiving the information on paper.

Investment firms shall inform existing retail clients that receive the information required to be provided by this Directive on paper of the fact that they will receive that information in electronic format at least eight weeks before sending that information in electronic format.

Investment firms shall inform those existing retail clients that they have the choice either to continue receiving information on paper or to switch to information in electronic format. **Investment firms shall also inform existing retail clients that an automatic switch to the electronic format will occur if they do not request the continuation of the provision of the information on paper within that eight week period.** Existing retail clients who already receive the information required to be provided by this Directive in electronic format do not need to be informed.’;

仮訳

(4)第24条を以下のように改正する:

(b)以下の規定が挿入される。

‘5a. 証券会社は、本指令で提供が義務付けられている**すべての情報を、顧客又は潜在的な顧客に電子フォーマットで提供しなければならない**。ただし、顧客又は潜在的な顧客が、情報を紙で受け取することを要求したりリテール顧客又は潜在的なリテール顧客である場合には、当該情報は無料で紙で提供しなければならない。

証券会社は、個人顧客及び潜在的個人顧客に対し、紙媒体での情報受領の選択肢があることを通知しなければならない。

証券会社は、本指令で提供が義務付けられている情報を紙媒体で受け取っている既存の個人顧客に対して、当該情報を電子媒体で送付する少なくとも8週間前に、当該情報を電子媒体で受け取ることになる旨を通知しなければならない。証券会社は、それらの既存の個人顧客に対して、紙での情報受領を継続するか、電子フォーマットでの情報に切り替えるかのいずれかの選択肢があることを通知しなければならない。また、**証券会社は、既存の個人顧客に対して、8週間以内に紙媒体での情報提供の継続を希望しない場合には、自動的に電子媒体への切り替えが行われることを通知**しなければならない。本指令で提供が義務付けられている情報を電子フォーマットで既に受け取っている既存のリテール顧客には、通知する必要はない。

目論見書の廃棄数量に関するデータ

ある証券会社において、2020年（暦年）に廃棄された目論見書の数量（冊数）は約236万冊、重量は約280トン（本社在庫管理分集計であり、営業店の手元在庫廃棄分は含めていない。）。

	株式			公社債			投資信託			合計		
	銘柄数	冊数	重量(kg)	銘柄数	冊数	重量(kg)	銘柄数	冊数	重量(kg)	銘柄数	冊数	重量(kg)
1月	8	24,186	5,094	9	59,298	8,333	52	94,427	6,886	69	177,911	20,313
2月	4	10,609	4,237	5	38,314	6,484	62	201,624	13,596	71	250,547	24,317
3月	6	40,193	8,442	4	46,919	7,914	52	125,914	8,903	62	213,026	25,259
4月	16	96,970	21,564	5	33,577	4,002	70	124,629	12,069	91	255,176	37,635
5月	2	15,288	3,724	4	37,637	6,398	58	34,379	1,788	64	87,304	11,910
6月	0	0	0	2	20,678	3,515	53	98,915	6,650	55	119,593	10,165
7月	4	10,866	2,088	2	21,476	3,597	59	138,981	9,801	65	171,323	15,486
8月	6	27,602	5,895	6	34,138	5,681	60	199,365	13,571	72	261,105	25,147
9月	4	41,499	8,966	3	19,495	3,049	50	128,491	10,401	57	189,485	22,416
10月	4	148,135	35,588	3	22,475	3,661	70	177,232	15,768	77	347,842	55,017
11月	9	58,557	13,598	7	43,394	4,774	60	103,926	5,211	76	205,877	23,583
12月	2	10,334	2,335	4	18,752	2,543	60	54,030	4,240	66	83,116	9,118
合計	65	484,239	111,531	54	396,153	59,951	706	1,481,913	108,884	825	2,362,305	280,366

⇒1銘柄あたり平均2863冊・340kg

証券業界におけるデジタル化・ペーパーレス化に関するアンケート(2021年9月)



【経緯】

- 日本証券業協会が昨年7月に設置した「証券業界における書面・押印・対面手続の見直しに関するワーキング・グループ」において、証券業界における書面、押印及び対面を要する業務の抽出及び当該業務の削減や電子化・簡略化を関係各方面に働き掛けるなどの取組みを実施。

【目的】

- 会員証券会社における書面、押印及び対面手続の状況等についてのフォローアップ
- 昨年以降の電子化等を踏まえた会員証券会社の取組状況を把握

【回答会社数】

- 169社

【主なアンケート項目】

- 2020年の日証協の取組みにより実現したデジタル化・ペーパーレス化の評価等について
- 日証協等への届出・報告等のうち電子化されたものへの対応状況について など

⇒ 当局、取引所及び日証協等が実施したデジタル化・ペーパーレス化事案について、会員証券会社では、見直し内容を把握のうえ、対応済又は見直し着手済であることを確認。

令和3年7月策定の「当面の主要課題」

投資者 (個人)

投資による資産形成の促進に向けた広報・啓発活動、及び税制等の拡充に取り組む。

人生100年時代に対応した資産形成

1. 中長期的な資産形成の促進
 - つみたてNISAを始めとしたNISA制度の普及・拡充及び恒久化等の実現
 - 確定拠出年金制度の充実
 - 職場を通じた資産形成の促進
2. 証券投資の拡大の推進
 - 金融所得課税の一体化(デリバティブとの損益通算)に向けた取組み
 - 多様な投資者のニーズに対応するための研修プログラムの実施
 - 証券投資に興味関心を持ってもらうための広報活動
 - 株式投資による資産形成を推進する啓発活動
3. リスク資産の円滑な世代間移転のための環境の実現

金融・証券知識の普及啓発

1. 学校向け金融・証券教育の推進
2. 社会人向け金融・証券教育の推進

マーケット (市場インフラ)

金融イノベーションや国際金融都市への対応等を含め、金融資本市場の機能・競争力の強化に取り組む。

1. 金融イノベーションへの対応
2. 特定投資家向け私募制度等の整備
3. 非上場株式取引制度の改善・周知
4. 社債市場の拡充・多様化に向けた環境整備
5. 我が国金融・資本市場の国際的なプレゼンスを一層向上させるための取組み
6. 株主総会資料の書面交付請求制度導入に向けた取組み
7. マイナンバー制度の着実な定着及び利活用範囲の拡大に向けた取組み
8. 「証券投資に関する全国調査」の実施
9. 統計情報の合理化・効率化に向けた見直し

市場仲介者 (協会員)

SDGsの達成に向けた取組みの更なる実質化を図る。

1. SDGsに貢献する金融商品(SDGs債)の普及
2. 働きがいのある職場環境の整備や女性活躍の推進
3. 経済的に厳しい状況にある子供等への支援
4. SDGs達成に向けた国内外のパートナーシップの強化

市場仲介者 (協会員)

顧客本位の業務運営の推進に取り組むとともに、市場仲介者としての機能と信頼性の向上に取り組む。

1. 顧客本位の業務運営の徹底に向けた取組み
2. 高齢社会に対応した金融サービスの提供に向けた対応
3. サステナブルファイナンスの推進に向けた環境整備への貢献
4. 証券取引における各種手続きのペーパーレス化・デジタル化等の推進
5. インターネット取引における不正アクセス等防止に向けた各社の取組みに対する支援
6. 適切な自主規制機能の確保
 - 金融サービスを取巻く環境の変化への適切な対応
 - 機動的・効果的な協会監査
 - インサイダー取引の未然防止に向けた継続的な対応
7. 資本市場の健全な発展の観点からの情報授受規制等にかかる検討への対応
8. 金融サービス仲介業を通じた適切な金融商品の提供に向けた対応
9. 個人情報保護法の改正への対応

海外

グローバルな情報発信・連携の拡充に取り組む。

1. 日本市場の魅力と可能性に関する海外向けPRの推進
2. 新興市場支援を含む国際連携・協力の推進
3. 国際的な法規制等への対応
4. 英語による対応の拡充

日証協

DX(デジタルトランスフォーメーション)に対応した協会諸施策の推進、及び事務局運営に取り組む。

1. DX(デジタルトランスフォーメーション)の時代に適応した取組み
2. 業務継続体制(BCP)及びサイバーセキュリティ対策の向上
3. 戦略的な人材の育成及びワークライフバランスの向上

書面等WG第一次取りまとめ:概要 (2020年9月15日)



はじめに

- 証券業界は、これまでも書面・押印・対面を要する業務の削減、電子化・簡略化等により、地球環境保全や働き方改革・女性活躍などSDGsの達成に向けて取り組み。
- 新型コロナウイルス感染症拡大を踏まえ、証券業界として感染拡大防止と社会経済活動維持の両立を持続的に可能としていくことに貢献していく所存。

I. これまでの経緯

政 府	<ul style="list-style-type: none"> かねてよりデジタル3原則の下、行政手続に係る利便性向上へ取り組み コロナ禍を受け、テレワークを妨げる書面・押印・対面手続の見直しを推進 基本的な考え方において、重点的に見直しを求める手続の1つに「金融関係」も提示 	金 融 庁	<ul style="list-style-type: none"> 「金融業界における書面・押印・対面の手続の見直しに向けた検討会」を設置（これまで5回開催） 制度的対応準備が整うまでの緊急的措置としてe-Gov/eメールでの申請・届出、押印省略等を措置 	証 券 業 界	<ul style="list-style-type: none"> リモートチャネルを活用し、証券市場の継続的かつ安定的な機能を維持 「証券業界における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」を策定 テレワーク等の対応を進め、感染防止に努めながら業務を継続
--------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

II. 本WGにおけるこれまでの検討

取組事例の発表・質疑応答	各社取組事例アンケート	見直し対象として考えられる手続例	検討に当たっての留意事項	本協会が会員等に求めている手続例
<p>委員会社より取組事例を発表した(3社)。</p> <p>(主なもの)</p> <ol style="list-style-type: none"> 口座開設・属性変更などの事務手続の電子化 各種取引報告書の電子交付化 対面営業におけるタブレット活用 各種レポート作成や定型業務のRPA化 チャットボットによる問い合わせ対応の導入 <p>▶ 効果：人件費や印刷費等のコスト削減、業務効率化による時間創出など</p> <p>▶ 課題：ユーザーの使いやすさ向上、不備率の低減、プロセス全体での電子化、精度向上など</p>	<p>委員各社で実施済み・実施予定・検討中の取組として延べ62項目が寄せられた。</p> <p>(主なもの)</p> <ol style="list-style-type: none"> 顧客受入帳票の顧客押印欄削除、電話による事務手続導入 顧客から受け入れる確認書のデジタル化・電子サイン導入 電子契約システム導入、社内資料の書面配付原則廃止 社内承認業務の電子化 顧客注文対応でのメールによる書類管理 	<p>● 委員各社より、見直し対象として考えられる書面・押印・対面手続として、延べ236項目が寄せられた。</p> <ol style="list-style-type: none"> 税制関係の手続：18項目 専用端末の操作：延べ18項目 その他、当局・取引所への届出・報告、顧客との間での手続など：延べ200項目 <p>⇒関係機関に対し、現状を確認の上、手続見直しの協議の申入れを行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 顧客の理解をどのように得ていくかが課題であるとともに、費用対効果を踏まえた経営判断が重要 デジタル化を進めやすいリテール（個人等）を中心に検討 投資家保護のレベルは落とさない 	<ul style="list-style-type: none"> 調査の結果、書面・押印を求めているものが94項目 書面電子化、押印廃止が可能なものが一定数存在することから、実現に向けた取組みに期待する。

おわりに

- 会員各社でも、本WGで引き続き行う検討の結果を待つことなく、本WGの資料・議論内容を参考に、対応可能なところから見直し・効率化を行うことが期待される。
- ⇒ **新型コロナウイルス感染症の影響に対応するとともに、より生産性が高く、多様な人材が生き生きと働くことができる環境へ。**

書面等WG第二次取りまとめ:概要 (2020年12月15日)

はじめに

- 本年9月15日、本WG「第一次取りまとめ」を公表。
- その後の政府によるデジタル化に向けた方針を踏まえ、証券業界としても書面、押印及び対面を要する業務のさらなる見直しを推進するために第二次の取りまとめを実施

I. 「第一次取りまとめ」公表以降の書面・押印・対面を要する業務をめぐる動向

政 府

- 本年9月に発足した菅内閣は規制改革とデジタル化推進に向け取組みを推進
- デジタル化を阻害している規制・制度の見直しと最新化による規制のデジタルトランスフォーメーションを実施
- デジタル庁新設を掲げ、取組みを加速

金 融 庁

- 「金融業界における書面・押印・対面の手続の見直しに向けた検討会」における精力的な議論（これまで8回開催）
- 法務省のシステム改修に伴い、金融庁でも、申請等における登記事項証明書の添付を不要とするなど、デジタル化に向け取組み

証 券 業 界

- 証券業界における書面、押印及び対面手続の現状把握のためのアンケート調査を実施
- 一部の地区協会における取組事例の共有
- 「働き方改革そして女性活躍支援分科会」では、多様な働き方に資するようテレワーク等に関する課題・対応策等を取りまとめ

II. 「第一次取りまとめ」公表以降の本WGにおける検討

取組事例の発表及び質疑応答

- ◆ 本WG委員 2社より取組状況を発表
- ①中堅証券会社
 - 1人1台端末体制によりデジタル化推進
 - 自社開発システム化による業務見直し
 - ⇒ システム効率化、コスト削減、永続的発展を目指す
- ②大手証券会社
 - 端末整備等によりロケーションフリーでの業務を実現
 - 顧客受入書類等の電子化
 - ⇒ 手続・サービスを拡大、将来的には営業店事務廃止を目指す

書面・押印・対面を要する業務の課題共有

- ◆ 公販ネットワークについて
投資信託の委託会社と販売会社が日々の基準価格や設定解約情報等のやり取りを行うネットワークインフラ。ベンダー 3社が提供している。
- (公販ネットワークの課題)
 - 複数のネットワークとの重複契約
 - 異なるネットワークを使う会社間ではFAXによる事務が発生
- ▼
- 投信協による改善要望
- JPXによる証券ポストレード領域におけるDLT情報共有基盤を活用した検証

本WGの委員各社から寄せられた「書面・押印・対面を要する手続」に関する対応状況

- ◆ 各種手続について関係機関に対し見直しを要請。税制関係手続の見直しが与党税制改正大綱において明記されたほか、関係機関において以下の運用変更が実現
- (日本投資者保護基金)
 - 従来、押印・書面が必要であった同基金への提出書類・手続15項目について、押印不要化、メールでの提出受付が実現
- (日本証券クリアリング機構)
 - 引渡有価証券の授受に際し、届出印（有価証券受渡印）の押印等から資格証提示による方法へ変更
- (日本銀行)
 - 同行に提出する一部の書類・手続について、押印を省略したものの受付、メールによる方法を導入
- その他、今般の協議を通じて、既に手続が廃止・電子化されているものも一定数を確認

本協会が会員に求めている手続の見直しの検討状況

本協会が会員等に対して、書面・押印・対面での手続を求めている項目のうち、書面電子化、押印廃止が可能と整理したのものについては、これまでにすべて実現

おわりに

- 証券業界においては、顧客にとっての利便性向上を念頭に取組みを継続するとともに、デジタル化推進や業務見直しにより効率化を図る。
- テレワークにみられる柔軟な働き方を実現し、多様な人材が生き生きと働くことができる環境につながる取組みを進める。

金融庁「金融業界における書面・押印・対面手続の見直しに向けた検討会」論点整理での言及



昨年、金融庁において設置された「金融業界における書面・押印・対面手続の見直しに向けた検討会」では、電子交付の進展に向けた一歩踏み込んだ取組みに係る発言や、論点整理（報告書の位置付け）において目論見書等の電子交付の原則化につき指摘があった旨が記述されている。

第6回「金融業界における書面・押印・対面手続の見直しに向けた検討会」（2020.9.29）議事概要【抜粋】

（国際銀行協会）

- 目論見書等の法令上に基づく書類については、電子的交付をするためには、お客様の同意が必要なものがある。貴協会のワーキング・グループにおいては、この点について議論されたか。

（日本証券業協会）

- 弊協会でも、それらの書類については、お客様の同意を得たうえで、電子的交付が可能になるという認識である。この点についても、今後、一歩踏み込んだ改善をしていただきたいという議論をした。

（金融庁）

- 官から民に対する手続、及び民から官に対する手続きについても、今後、当庁としても、電子化を推進すべく検討を進めてまいりたい。

「金融業界における書面・押印・対面手続の見直しに向けた検討会」論点整理【抜粋】

2. 書面・押印・対面手続の見直しに向けた業界別の論点 (2) 証券業界における課題と方針-① 現状・課題

～（略）～

（各種報告・レポート）

顧客に交付する各種取引報告書等については、金商法等の規定上、電子交付を行う場合に、個別に顧客の事前同意を得る必要がある。

現在、ほとんどの証券会社が各種取引報告書等について電子的な交付や郵送といった非対面チャネルでの提供を可能としている。

この点、新規顧客については、取引開始にあたり顧客の同意を得ることで電子交付が進んでいるが、既に書面での交付を行っている既存顧客については、電子交付への移行を促進するにあたり、顧客の同意取得が課題となり、電子交付への移行が進んでいない状況にある。証券会社の中には、経済的なインセンティブ付与による電子交付への移行を図るキャンペーンを実施している例もあるが、それでも既存顧客の積極的な同意が得にくく、電子交付への切り替えが進んでいない。

※ 検討会の中では、現行の法令でも顧客の同意があれば電子交付は可能であるが、金融機関における業務効率化の観点から電子交付を推進するため、法令の考え方を原則電子交付・例外書面交付と出来ないか、といった指摘があった。